

(5) 多極分散型国土形成促進法に基づく振興拠点地域及び業務核都市において  
整備される中核的民間施設のうち民活法の特定施設に係る特例措置の延長  
(特別土地保有税、事業所税)

内 容

中核的民間施設のうち民活法の特定施設に係る特例措置について、対象となる施設の取得価額要件を引き上げた上で(5億円超 5億5千万円超)、適用期限を1年延長する。(平成15年3月31日まで)

(1) 特別土地保有税

非課税

(2) 事業所税

新增設：非課税

資産割：課税標準5年間1/2控除